明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（都道府県知事の求めに応じて法第五十一条の三第一項の権限を行った場合における厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の市長による通知）

第三十四条の二十九　法第五十一条の三第四項の規定により厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の市長が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

（法第五十一条の四第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の市長による通知）

第三十四条の三十　厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の市長は、指定事業者等が法第五十一条の四第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定事業者等の指定を行った都道府県知事に通知しなければならない。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第三十四条の六十二　指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市若しくは中核市の市長又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一～四　（略）

2・3　（略）

（都道府県知事又は市町村長の求めに応じて法第五十一条の三十二第一項の権限を行った場合における厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長による通知）

第三十四条の六十三　法第五十一条の三十二第四項の規定により厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

（法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長による通知）

第三十四条の六十四　厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、指定相談支援事業者が法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定相談支援事業者の指定を行った都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

（大都市の特例）

第七十条　令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十四条の二十九 第三十四条の三十	指定都市若しくは中核市の長	都道府県知事
（略）	（略）	（略）
第三十四条の七第一項及び第三項から第五項まで	都道府県知事	指定都市の市長

（都道府県知事の求めに応じて法第五十一条の三第一項の権限を行った場合における厚生労働大臣による通知）

第三十四条の二十九　法第五十一条の三第四項の規定により厚生労働大臣が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

（法第五十一条の四第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣による通知）

第三十四条の三十　厚生労働大臣は、指定事業者等が法第五十一条の四第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定事業者等の指定を行った都道府県知事に通知しなければならない。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第三十四条の六十二　指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一～四　（略）

2・3　（略）

（都道府県知事の求めに応じて法第五十一条の三十二第一項の権限を行った場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知）

第三十四条の六十三　法第五十一条の三十二第四項の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

（法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知）

第三十四条の六十四　厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定相談支援事業者が法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定相談支援事業者の指定を行った都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

（大都市の特例）

第七十条　令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十四条の二十九 第三十四条の三十	厚生労働大臣	厚生労働大臣又は都道府県知事
（略）	（略）	（略）
第三十四条の七	都道府県知事	指定都市の市長